【請求様式④】

請求日　　年　　月　　日

（宛先）富山市長

施設等利用費請求書（償還払い用）

私は、子ども・子育て支援法第３０条の１１第１項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。なお、施設等利用費の給付の審査にあたり、次の事項に同意します。

１．　申請者と認定子どもが、富山市内に居住していることを富山市が住民基本台帳で確認すること。
２．　実際に利用していることを富山市が対象施設に確認すること。
３．　利用料の支払い状況を富山市が対象施設に確認すること。
４．　課税状況を富山市が確認すること。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

氏　　名	（認定子どもとの続柄　　）	現住所	
		電　話	

※1　償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です。

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

認定番号		法第30条の4の認定種別	□ 第2号 □ 第3号
氏　　名	（フリガナ）	生年月日	年　　月　　日

3. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を記入

施設名称	

4. 償還払いの振込先を記入

□前回の振込先を指定する

金融機関	銀行・信用金庫 農協・信用組合		本店 支店 出張所	預金種目	□ 普通　□ 当座
				口座番号	
	ゆうちょ銀行		店番	口座名義（カナ）	

※2　申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本市指定の委任状を提出してください。

5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月	認可外保育施設に支払った月額利用料(保育料) (a) ※3 ※4	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料 (b) ※3	支払額合計 (c=a+b)	月額上限額 (d)	請求額 (cとdを比較して小さい方)
R　年　月	円	円	円	円	円
R　年　月	円	円	円	円	円
R　年　月	円	円	円	円	円
R　年　月	円	円	円	円	円
R　年　月	円	円	円	円	円
R　年　月	円	円	円	円	円
R　年　月	円	円	円	円	円
R　年　月	円	円	円	円	円
R　年　月	円	円	円	円	円
R　年　月	円	円	円	円	円

※3　上記の利用料を支払ったことを証明する書類（領収証等）と特定子ども・子育て支援提供証明書を提出してください。
また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付してください。

※4　利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期など）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定して（10円未満がある場合は切り捨て）

※5　月額上限額は、施設等利用給付認定第2号の場合は月額37,000円、第3号の場合は42,000円となります。
月途中で認定期間が開始又は終了する場合の月額限度額は次の通りとなります。
・月途中で認定が開始される場合：37,000（42,000）円×認定開始日からの日数÷その月の日数
・月途中で認定が終了する場合：37,000（42,000）円×認定終了日までの日数÷その月の日数
なお、市町村間で転出入があった場合は、転出日で認定が終了しますので、転入先で改めて認定を受ける必要があります。

市使用欄（ここより下には記入しないでください。）

取込日	月　日	受付課	□ 本庁　□ 大沢野　□ 大山　□ 八尾　□ 婦中
教育給付認定	R　.　.　～　R　.　.	月途中認定	□ 開始　□ 終了
施設等利用給付認定	R　.　.　～　R　.　.	月途中認定	□ 開始　□ 終了
振込口座	新規・変更・前回と同じ	口座登録処理	月　日入力・入力不要
利用区分	□ 認可外　□ 一時預り　□ ファミサポ　□ その他（　　）	施設番号	